

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 外265名

被告 国 外1名

プラントデータに関する求釈明申立書（3）

2016年1月28日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 河 合 弘 之
外

被告日本原電の平成27年12月3日付「平成27年9月17日付原告ら準備書面（27）中の求釈明について」と題する書面に対して、原告らは以下のとおり釈明を求める。

- 1 被告日本原電は、東海第二原発の格納容器内の放射線量及び水素ガス濃度に関する各データとして、記録媒体（CD-ROM）を原告ら訴訟代理人に送付した。同記録媒体には、格納容器内ガンマ線A系、格納容器内ガンマ線B系、格納容器内水素濃度A系、及び、格納容器内水素濃度B系に関する記録計データの記録紙写しが保存されていた。

しかるに、格納容器内ガンマ線A系、及び格納容器内水素濃度A系の各記録紙には、3月11日18時ころから3月13日21時ころまでの間、電源喪失により記録計が停止した旨の手書き記載部分があり、実際にデータが欠落している。この時間帯に格納容器の温度は急上昇し、かつ高温状態が継続していたのであって、データの欠落は重大な事態であるといわねばならない。

他方、2015年12月17日の口頭弁論期日後に行なわれた進行協議において、被告日本原電訴訟代理人は、格納容器内の放射線量及び水素ガス濃

度に関するデータについて、記録計データのほかにプロセスコンピュータデータのあったことを発言している。

- 2 そうである以上、被告日本原電が開示した上記4件の記録計データのみでは、格納容器内の放射線量及び水素ガス濃度の推移が全て再現されているとはいえない。

また、被告日本原電が明らかにした上記4件の記録計データの計測箇所は、格納容器の下部に集中しており、具体的には圧力容器の底部ならびに更にその下に位置するサプレッションチェンバの高さにある。しかも、水素濃度の計測箇所は格納容器の内部にあるが、ガンマ線の計測箇所は格納容器の外側にあるように見える。本件においては、放射性物質及び水素ガスの格納容器内への漏洩が懸念されている場所は圧力容器の上部であって、その付近における放射線量及び水素ガス濃度に関するデータこそ重要であるが、被告日本原電が今回釈明に応じた限りでは、全く明らかにされていない。そもそも、巨大な格納容器の内部において、水素濃度の計測箇所が格納容器の下部にしかなく、ガンマ線に至っては格納容器の内部で計測されていないということ自体、不自然であって、被告日本原電が自己に不都合なデータを隠している可能性すら窺われる。

- 3 よって、原告らは、被告日本原電に対して、以下のとおり釈明を求める。
 - (1) 格納容器内の放射線量及び水素ガスに関するプロセスコンピュータデータを、計測場所を特定したうえで、2011年3月11日14時46分から同月15日0時40分に至るまで、全て提出されたい。
 - (2) 被告日本原電が原告らに開示した格納容器内ガンマ線A系、格納容器内ガンマ線B系、格納容器内水素濃度A系、及び、格納容器内水素濃度B系に関する記録計データは、格納容器内で計測された放射線量及び水素ガスに関する記録計データの全てか。これ以外に格納容器内の放射線量及び水素ガスに関する記録計データが存在するのであれば、計測場所を特定したうえで、2011年3月11日14時46分から同月15日0時40分に至るまで、全て提出されたい。